認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること

,

【留意事項】

- 1 寄附者の氏名 (法人にあっては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 客附者の数の算出に当たっては、客附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

| ſ | | · | a | 6 | © | @ | e | ① |
|---|-----------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| | 実績判定 期間内の 各事業年度 | 自 | 平成31年4月1日 | 令和2年4月1日 | 令和3年4月1日 | 令和4年4月1日 | 令和5年4月1日 | 年 月 日 |
| | | 班 | 令和2年3月31日 | 令和3年3月31日 | 令和4年3月31日 | 令和5年3月31日 | 令和6年3月31日 | 年 月 日 |
| | | E 3,000 円以上の寄附者 D数(※)が 100 人以上で bる | | はい いいえ | (期) いいえ | はいいれ | ひいた | はい・いいえ |

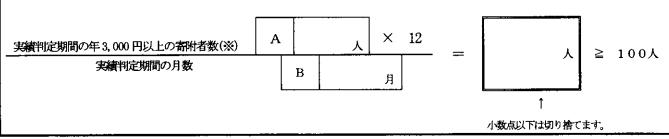
【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」にOがついた場合は、下配の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

| 年3,000円以上の寄 | a | Ф | © | a | (e) | Ð | 合計 | | |
|-------------|----------|---|---|----------|-----|---|----|--|---|
| 附者の数(※) | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | Α | | 人 |
| | В | | 月 | | | | | | |



(注意事項)

• 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度の うち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください (第2表以下についても同様です。)。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

認定基準等チェック表 (第2表)

| | めんを干サノエノノ公 | (3) - | 327 | . , |
|----------|--|---------------|--|-------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人さわやか青 | 少年セ | ンター | チェック欄 |
| 2 実 | 續判定期間における事業活動のうち次の活動の占める | 開合が | 50%未満であること | ~ |
| 1 | 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の | 是供(| 以下「資産の譲渡等」という | 。)、会 |
| 員 | 等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 | 員等で | ある活動(資産の譲渡等のう | ち対価 |
| を | 得ないで行われるもの等を除く。) | | | |
| | 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者 | 特定 | の地域に居住し又は事務所そ | の他こ |
| れ | らに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の | の範囲 | の者である活動(会員等に対 | する資 |
| | の譲渡等を除く。) | - 11 | | |
| ••• | 主意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地 | | | |
| | 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為 | | | [副] |
| | 付上の目に対し、その目の息に及じたIF為又は不IF為 | <u>~ ~ ()</u> | (の) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1 | |
| | | | 実 績 判 定期 間 |] |
| _ | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | , |
| | すべての事業活動に係る金額等 | 1 | (指標) | |
| L | | | 11,905,004円 |] |
| Г | | | | ì |
| L | ①のうちイ〜ニの活動に係る金額等 | 2 | 0円 |] |
| Г | 会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行わ | ·*/ | | 1 |
| | 云貝寺に対する資産の課例等の店駅(対価を得ないで114 るもの等を除く。)に係る金額等 | ~ @ | 0円 | |
| ľ | イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が | 슺 | | |
| | 員等である活動に係る金額等 | _ (D) | 0円 | |
| ŀ | ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 | © | 0円 | |
| <u> </u> | ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 | a | 0円 | |
| <u> </u> | 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を | 求 | | |
| | ニ める活動に係る金額等 | (e) | 0円 | |
| ľ | 合 計 (@+ゆ+©+ゆ+) | Œ | 0円 | ₽ @^ |
| <u>.</u> | | | ··· | • |
| Γ | 基準となる割合 (②・ | | <u> </u> |] |
| | ①) | 3 | 0 % | |
| _ | | | • | • |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人さわやか青少年センター チェック 欄 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の替途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

項 最も人数が多い「特定の法 目 最も人数が多 割合 割合 い「親族等」の 人の役員又は使用人であ 役員数 る者及びこれらの者の親 グループの人 (2)÷(1) (4)÷(1) 族等」のグループの人数 数 4 (5) (I) 2 3 区 分 平成31年4月1日 (a) 0% ~令和2年3月31日 7人 2人 28.5% 0人 令和2年4月1日 **(b)** 0% ~令和3年3月31日 7人 2人 28.5% 0人 令和3年4月1日 (c) 0% ~令和4年3月31日 7人 2人 28.5% 0人 令和4年4月1日 **a** 0% ~令和5年3月31日 7人 2人 28.5% 0人 令和5年4月1日 **(e)** ~令和6年3月31日 7人 2人 28.5% 0人 0% 年月日~年月日 **①** % % 人 人 申 8人 2人 25.0% 0人 0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

| 各社員の表決権が平等である | a | Ф | © | @ | e | Ð | 申請時 |
|-------------------|----------|------|------|----------|------|------|---|
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい | はいいえ | はいいな | はいいえ | はいいえ | はいいえ | はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

| 項目 | a | b | © | 0 | e | Ð | 申請時 |
|---|----------|----------|-------------|------|-----------------|----------------|------|
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受け ている | (*). FF | 拉·(汉) | は、 (ママネ) | | (<u>Ş</u>). F | はい ・ いいえ | はいいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている | はいいえ | はいいな | はいないな | はいいえ | けいえ | はい・・・いいえ | はいいな |

| 項目 | a | Ф | © | @ | e | Ð | 申請時 |
|---------------------------------------|----------|----|----|----------|----|-----|-----|
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有無 | 有無 | 有無 | 有無 | 有無 | 有・無 | 有無 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改 めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

| 項 | B | 記載要領 | 注 意 事 項 |
|------|---|--|--|
| イの各欄 | | 区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業 年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。 | |
| ロの各欄 | | 該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、 平等なものとする』と規定」のように記載します。 | 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のと おりに記載します。 |
| ハの各欄 | | 該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「②」から「①」については、イに記載する各期 間(「②」から「①」)を示したものです。 | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| 二の各欄 | | 該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期 間(「@」から「①」)を示したものです。 | |

記載要領の補足

○ 二において、「**費途が明らかでないもの**」とは、法人が費用として支出した**金額**のうち、その**費途を確認**することができないも のをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を 明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

| 法人名 | 特定非営利活動法人さわやか青少年 センター | a | 6 | © | 0 | e | ① | 申請時 |
|-----|--|----------|----------|----|----|----|----------|-----|
| 役 | 員 数 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 人 | 8人 |
| | 最も人数が多い「親族等」のグルー の人数 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 人 | 2人 |
| 又 | 最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 人 | 0人 |

| | | | | | 役員の |)内 | 訳 | | | | | | |
|----------|------------|---|---|-------------|-----------------|----------|----------|-------|----------|-----|------------|----------|-----------------|
| | | | | | 64 1 7 4 | | | | 就 | 任 等 | 争 の | 状 | 况 |
| 氏 | 名 | 住 | 所 | 職名 | 続柄等 | a | © | © | @ | e | Ð | 申辦時 | 就任・退任 年月日 |
| | | | | | | | | | | | | | 平成 24 年 |
| 有馬 | 正史 | | | 理事 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 4月2日就任 |
| | | | | | | | | | | | | | 平成 24 年 |
| 有馬 | 真理 | | | 理事 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 4月-2日 就任 |
| (松山 | 真理) | | | | | | | | | | | | |
| | | | | •••• | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 平成 24 年 |
| 奥山 | 千鶴子 | | | 理事 | | | | | | | | | 4月2日就任 |
| | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 平成 24 年 |
| 田中 | 雅文 | | | 理事 | | | | | ļ | | | | 4月2日就任 |
| | | | | | | | | | | 0 | | 0 | 令和4年 |
| 柳: | 久美子 ——— | | | 理事 | | • • • | | | | | ļ <u>-</u> | | 6月3日就任 |
| | | | | | | | | | | | | 0 | 令和6年 |
| 中村 | 豊 | | | 理事 | | | | | | | ļ | | 5月31日就任 |
| l., | | | | marra maker | | | | | | | | 0 | 令和6年 |
| 矢吹 | 正徳 | | | 理事 | | | |] | | | | | 5月31日就任 |
| 136.1. | | | | vio ale | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 平成24年4月2日就任 |
| 増山 | 均 | | | 理事 | | | | | | | ļ | | 令和4年6月3日退任 |
| | | | | | | | | | | | | | 平成 30 年 |
| 田村 | 学 | | | 理事 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 6月27日就任 |
| | | | | | | | ļ | | ļ | | ļ | | 令和6年5月31日退任 |
| | | | | Part | | _ | | | | | | | 平成 24 年 |
| 南谷 | 洋至 | | | 監事 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 4月2日就任 |
| <u> </u> | | | | | | | | | | | | <u> </u> | |

帳簿組織の状況

第3表付表2

| 法 人 名 特定非営利活動法人さわやか青少年センター | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|-------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 伝 票 又 は 帳 簿 名 | 左の帳簿等の形態 | 記帳の時期 | 保存期間 | | | | | | | | |
| 仕訳日記帳 | 会計ソフト「ソリマチ会計王」使用 ルーズリーフ | 随時 | 7年間 | | | | | | | | |
| 総勘定元帳 | 会計ソフト「ソリマチ会計王」使用 ルーズリーフ | 随時 | 7年間 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 「伝栗又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
 - 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

| 法人名 | 特定非営利活動法人さわやか青少年センター | チェック欄 | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|-------|--|--|--|--|--|
| 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること | | | | | | | |
| イ宗 | 教活動又は政治活動等を行っていないこと | | | | | | |

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

項 目 (a) **(b)** (C) **(d) (e)** (f) 申請時 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 |有・(無) 有・無 教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有 • 無 反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 | 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 する活動

| 項目 | a | Ф | © | @ | © | Œ | 申請時 |
|---|----------|-----|-----|-------------|------|-----|-----|
| 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無 | 有・働 | 有・無 | 有・傷 | 有· 德 | 有- 🕮 | 有・無 | 有・∰ |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 | 有・無 | 有・傷 | 有・無 | 有・無 | 有・傷 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・傷 | 有・無 | 有・無 | 有・∰ | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する畜附の 有無 | 有・無 | 有・無 | 有・● | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有·∰ |

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

/١

| 項 | III. | | 実績判定期間 | | | |
|------------|-------|---|-------------|--|--|--|
| 事業費の総 | 額 | ① | 11,905,004円 | | | |
| 特定非営利活動に係る | 事業費の額 | @ | 11,905,004円 | | | |
| 特定非営利活動の割合 | (2÷1) | 3 | 100% | | | |

注・「ハ」 について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、 使用した指揮及び単位を記載 してください。

| 使用した指標 | 単位 |
|--------|----|
| | |

・ 算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

=

| 項目 | | 実績判定期間 |
|----------------------------------|---|---------------|
| 受入寄附金総額 | 1 | 10, 385, 888円 |
| 受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額 | 2 | 10, 385, 888円 |
| 受入 新 附金の充当割合 (②÷①) | 3 | 100% |

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

| 勘定科目 | 金 額 |
|------|-----|
| | 円 |

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に は記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

| 迚 | ı | A7 |
|---|----|----|
| 法 | ۸, | 和 |

特定非営利活動法人さわやか青少年センター

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出した含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

| | 氏 | 名 | 職名 | 法人との関係 | 報酬・給与の | 支給期間等 | 支給金額 |
|----------|-----|--------------|-----------|----------|--------|---------------|---------------|
| | Д, | 7 1 | 柳 10 | (注2) | 区 分 | 大帕列的 4 | × 141 112 194 |
| 該 | 当なし | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | - | | | |
| | | | | | | | |
| | | | ļ <u></u> | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | ļ | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| <u> </u> | | | | | | | |
| | | | | | | : | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | |
| | | | | 1 | L. | | |

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 平成31年 4月 1日 ~ 令和6年12月 9日

| 給 | 与 | を | 得 | た | 職 | 員 | の | 総 | 数 | 左 | 記 | の | 職 | 員 | に | 対 | す | る | 給 | 与 | 総 | 額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | | | | | | | | 0 | 人 | | | | | | | | | | | | | | 0円 |

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

特定非営利活動法人さわやか青少年センター

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係 ^(注) にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (<u>実績判</u> 定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下 の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

| St. 1.2 m | | | | |
|-------------|------------------------|--------------|------------|--|
| 取引先の氏名等 関 係 | 藤渡留産の内容 | 譲 渡年月日 | 譲渡価格 | その他の取引条件等 |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 8,000円 | 完価で販売 |
| | ック 10 冊 | 10月22日 | o,uuu 11 | 定価で販売 |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック 11 冊 | 10月22日 | | 1日397871に87555日日日17 |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック 2 冊 | 10月22日 | [] | (147997-71年ウンボの原理に行 |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 8,000円 | 定価で販売 |
| | ック 10 冊 | 10月24日 | 0,000 円 | / |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック 2 冊 | 11月18日 | VE | 「ロラゲンバーマンボ「原理」「リ |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 8,000円 | 定価で販売 |
| | ック 10 冊 | 11月25日 | 0,000 | 700 |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック 1 冊 | 12月3日 | | |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 8,000円 | 定価で販売 |
| | ック10冊 11月25日 8,000円 足順 | /- m4 ~/// 4 | | |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 2,400円 | 定価で販売 |
| | ック 3冊 | 12月23日 | 2,700 FJ | |
| | ちょいボラハンドブ | R2年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック 1 冊 | 12月31日 | U | コニング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | ちょいボラハンドブ | R3年 | 16,000 円 | 定価で販売 |
| | ック 20 冊 | 2月3日 | 10,000 | |
| | ちょいボラハンドブ | R3年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック1冊 | 2月3日 | 013 | 1112000 マルーマンス公司日日17 |
| | ちょいボラハンドブ | | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック1冊 | 2月4日 | 0.13 | |
| | ちょいボラハンドブ | | 16,000円 | 定価で販売 |
| | ック 20 冊 | 3月2日 | 20,000] | |
| | ちょいボラハンドブ | R3年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック1冊 | 3月15日 | 011 | mayer compensal I |
| | ちょいボラハンドブ | R3年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック1冊 | 5月14日 | 013 | A PARTIE OF THE PARTIES OF THE PARTI |
| | ちょいボラハンドブ | R3年 | | 活動のため無償配付 |
| | ック 24 冊 | 7月9日 | 0円 | 1口90ペノ/このノ米(項目に行 |
| | <u> </u> | | | |

| | ちょいボラハンドブ | R3年 | 800円 | 定価で販売 |
|--|-----------|--------|---------|--|
| | ック1冊 | 11月1日 | 50011 | ACIMI CAROLI |
| | ちょいボラハンドブ | R4年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック1冊 | 1月9日 | סה | 行動ルンパンの人共同自己的 |
| | ちょいボラハンドブ | R4年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック 2 冊 | 4月15日 | 019 | 行動がファニック無代質自己と |
| | ちょいボラハンドブ | R4年 | | and the state of t |
| | ック 1 冊 | 4月19日 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ちょいボラハンドブ | R4年 | | |
| | ック 1 冊 | 1月9日 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ちょいボラハンドブ | R4年 | 200 111 | <i>⇔/</i> π-∞95± |
| | ック1冊 | 5月19日 | 800円 | 定価で販売 |
| | ちょいボラハンドブ | R4年 | 4 000 ⊞ | /⇒/III>R□- - - |
| | ック 5 冊 | 5月27日 | 4,000円 | 定価で販売 |
| | ちょいボラハンドブ | R4年 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ック 2 冊 | 11月14日 | | 行動がフバンダン無行員自己的 |
| | ちょいボラハンドブ | R5年 | _ | |
| | ック 1 冊 | 5月9日 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | ちょいボラハンドブ | R5年 | . — | |
| | ック 5 冊 | 6月14日 | 0円 | 活動のため無償配付 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | · | |

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

| Z | 質性の質的に、金 | 変の質りに | 트 다 Uo/ | | | |
|---|----------|-------------|---------|---------------------|-------------|--------------|
| | 取引先の氏名等 | 法人との 関 係 | 貸付資産の内容 | 貸 付 年 月 日 | 対価の額 | その他の取引条件等 |
| | | | 金銭借入 | H28年 | 500,000円 | 金銭消費貸借契約書に基 |
| | | | | 7月15日 | 300,000 1 | づく。R3年2月1日完済 |
| l | | | | | 円 | |
| | | | | | 円 | |
| I | ! | | | | 円 | j |
| | | | | | 円 | |
| [| | | | | Ħ | |
| | | | | | 円 | |

- ・ 「役員等に対する資産の**譲渡等の状況等**(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

| (2) | 犯数の提供 | (施設の利用等を含む。) |
|-----|--------------|----------------|
| () | 17/19/1/JIEH | し加致リカリカギタ みりんし |

| 【取引先の氏名等】 | 去人との 関 係 | 役務の提供の内容 | 役務の提供年月 日 | 対価の額 | その他の取引条件等 |
|-----------|-------------|--------------------------------|----------------------|----------|-----------|
| | | スクールボランティアサミット 2019における講師謝金 | R1年8月7日 | 30,000 円 | 謝金規定による |
| | | アンケート調査まとめ謝金 | R2年1月5日~ R2年3月31日 | 30,000円 | 謝金規定による |
| | | 調査報告論文及び、親子で"ちょいボラ"ハンドブック作成指導 | R3年1月5日~ R3年3月31日 | 30,000 円 | 謝金規定による |
| | | 感想文集テキスト化 | R3年1月25日 R3年2月5日 | 8,250円 | 謝金規定による |
| | _ | 「ふれあいボランティアオンライン 学習会」にて講義2回 | R3年8月2日、 8月6日 | 20,000円 | 謝金規定による |
| | | 実践・調査報告書監修 | R3年9月1日 ~3月31日 | 50,000 円 | 謝金規定による |
| | | 感想文集テキスト化 | R4年2月1日 ~8日 | 8,800 円 | 謝金規定による |
| | | 感想文集テキスト化 | R5年2月 10日~21日 | 11,220円 | 謝金規定による |
| | | : | | | |

| _ | 処見の潜伏さの値以外しの財本の選用なが重要の選挙に関わる事で |
|---|---------------------------------------|
| 2 | 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項 |

| (該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください | (، |
|--------------------------------|----|
| ታል፤ . | |

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

| 支 | 出 | 先 | の | 名 | 称 | 等 | 住 | 所 | 等 | 支出年 | 月日 | 支出金額 | 寄 | 附 | の | 目 | 的 | 等 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---------|----|----------|-----------------------------|---|----|----------|---|---|--|
| | | | | | | | | | | R2年3月26 | B | 52,000円 | 「人間力」育成支援事業における児童生徒の健全育成の一環 | | | 1 | | | |
| | | | | | | | | | | R2年3月24 | B | 18,000 円 | 同 | | | 1 | | | |
| | | | | | | | | | | R2年3月24 | Ħ | 20,000円 | 同 | | | Ì | | | |
| | | | | | | | | | | R2年3月26 | Ħ | 34,000円 | 同 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | R2年3月24 | Ħ | 32,000円 | 同 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | R2年3月24 | B | 34,000 円 | | | ļī | 1 | | | |

| R2年3月26日 | 6,000円 | 同 |
|----------|----------|---|
| R2年3月26日 | 4,000円 | 同 |
| R3年3月17日 | 26,000円 | 闻 |
| R3年3月17日 | 10,000円 | 间 |
| R3年3月17日 | 12,000円 | 同 |
| R3年3月17日 | 18,000円 | 同 |
| R3年3月17日 | 17,000円 | 同 |
| R3年3月17日 | 14,000円 | 同 |
| R3年3月17日 | 3,000 円 | 同 |
| R4年3月17日 | 25,000円 | 同 |
| R4年3月17日 | 9,000円 | 同 |
| R4年3月16日 | 10,000 円 | 同 |
| R4年3月17日 | 18,000円 | 間 |
| R4年3月17日 | 18,000 円 | 同 |
| R4年3月16日 | 16,000円 | 同 |
| R4年3月26日 | 4,000円 | 同 |
| R5年3月20日 | 20,000円 | 同 |
| R5年3月20日 | 8,000 円 | 同 |
| R5年3月20日 | 10,000円 | |
| R5年3月20日 | 21,000円 | 间 |
| R5年3月20日 | 21,000円 | 同 |
| R5年3月20日 | 16,000円 | 同 |
| R5年3月20日 | 4,000円 | 同 |
| R6年3月22日 | 21,000円 | 同 |
| R6年3月22日 | 12,000 円 | 同 |

| R6年3月21日 | 9,000 円 | 同 |
|----------|----------|---|
| R6年3月22日 | 17,000円 | 同 |
| R6年3月21日 | 16,000円 | 同 |
| R6年3月21日 | 13,000 円 | 同 |
| R6年3月21日 | 4,000円 | 詞 |
| R6年3月21日 | 8,000円 | 同 |

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 (個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

| hをそ | 「掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意 この事務所において閲覧させることに同意する。 「實に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 |
|-----|--|
| イ | ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの |
| п | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |
| ハ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 |
| = | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 |
| 朩 | 次の事項を記載した書類 ① 収益の顔泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその管附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 |
| | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し |

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

| 法人名 | サ定非営利活動法人さわやか青少年センター |
|-------------|--------------------------|
| 伝 人名 | 付近が日本地の製作工人で4人では1月少十七ノクー |

認定基準等チェック表 (第6表)

| | 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|----------|-----|----------|-------|----|---|--|--|--|--|--|
| 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 | | | | | | | | | | | | |
| | a | © | © | @ | e | Ð | | | | | | |
| | 有・無 | 有 · 無 | 有・無 | 有・無 | 有 ・ 無 | 有・ | 無 | | | | | |

認定基準等チェック表 (第7表)

| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利 | | | | | | | | | | | | | | チェック | | | | | | |
|---|----------|------------|------------|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|----|----------|--|---|
| を得 | 、又 | は得。 | にうと | Lt: | 事実 | その# | 也公 | 益に反 | する | 事実 | がなし | いこと | : | | | | | | | - |
| | | | | | りその | 他不正 | Eσγ | 行為に | よりん | 可らな | が利 | 益を往 | ₹ Z | 又は得 | ようと | した | 事実 | | | |
| の他 | 公益 | こ反す | る事 | 長のオ | 有無 | | | | | | | | | | | | | | | |
| i | വ | a b | | | © | | | <u> </u> | | © | | | Œ | | | 申請時 | | 時 | | |
| | <u> </u> | | | | | | | | , | | | | | | | | | 1 | | |

認定基準等チェック表 (第8表)

| 8 申請書を提出した ていること | 日を含む事 | 業年度の | 初日 | において | 、その設立の日息 | 以後1年を記 | 超える期 | 間が経 | 過し | チェック欄 |
|---------------------|-------|------|----|------|----------|--------|------|-----|----|-------|
| 事業年度 | 月 | 日~ | 月 | 日 | 設立年月日 | | 年 | 月 | 日 | |

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

| | 火格争田ナエック表 | | |
|---|--|--|---|
| 法人名 | 特定非営利活動法人さわやか青少年センター | | チェック |
| 人1 ロハニ 234 56 は イロハニ 定に イ窓役 た例 い し罰 認定国、関国次認度 計算教者を公議定裁形を保険の場 | 程定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違いに処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年素力団の構成員等 (注2) ②又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 《又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 《又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過と及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証。「新道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と「結1に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 「いずれかに該当する法人 | 別認定を引きます。 活動ないち年 にいる 204 年 に反経過している。 との記述を は、このに に、このに は、このに は、このに は、このに は、このに は、このに は、このに は、このに は、このに は、このに は、このに に、このに は、このに は、このに に に に に に に に に に に に に に に に に に に | 又は当該の を経過し ^注 と 等によ者 い法人 が の4」並 |
| □ 4 | 最力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | |
| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | | |
| 1 | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無 | 有・ | (#) |
| П | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無 | 有・ | (#) |
| 7 | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ | (# |
| = | 暴力団の構成員等の有無 | 有・ | (#) |
| 2 | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 | はいく | いな |
| 3 | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はいく | |
| 4 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人 | はい(| ハルス |
| 添付 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を | | |
| 書類 | ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滯納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要 | MIT TO | |
| 5 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 | はいく | ツカ |
| 6 | 次のいずれかに該当する法人 | | |
| 1 | 暴力団 | はいく | いえ |
| ㅁ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・ | (V/2) |

寄附金を充当する予定の事業内容等

| 法人名 | 特定非営利活動法人さわやか青少年センター | |
|-----|----------------------|--|
|-----|----------------------|--|

| 事 業 名 | 具 体 的 な 事 業 内 容 | 実施予定年月 | 実施予定 場 所 | 従事者 の予定 人数 | 受益対象者の範 囲及び予定人数 | 寄附金充 当予定額 (千円) |
|---|--|--------|-----------------------------------|------------------|--|----------------------|
| 青少年の人間力育 っための遊びや ホランティア活動、体験学習等の 体験を通じた青少 年健全育成事業 | 1. ボランティア体験学習学習推進事業 (1)ふれあいボランティアパスポート (FVP) ①FVP参加校・団体69、参加児童生徒数目標2万人 | 通年 | 全国の小中 高、特別支援 学校等 | 3人 | 参加校 69 校・団 体、児童・生徒数 21,000 人 | 1, 200 |
| | ②ふれあいボランティア活動感想文募集 応募目標:参加校・団体20校 参加児童生徒数400人 | 10月~3月 | FVP 参加校・ 団体、当法人 事業所 | 6人 | 感想文募集FVP 参加校児童・生徒 5,000人 | |
| | ③FVPの運用デジタル化の提案 ・学校・団体向け運用デジタル化の仕組みづくりと提案 | 通年 | 当法人事業所 | 3人 | FVP 参加校 69 校 20,000 人 | |
| | ④社会教育関係イベントを通じた教育委員会・学校・団 体へのFVPを活用したボランティア体験学習の働き かけ | 通年 | 当法人事業所 | 2人 | 教育委員会・団体 等 10,000 人 | |
| | ⑤親子で"ちょいボラ"学習会 ・学習会5回実施を目指す 1回当たり参加保護者10人 | 通年 | 幼稚園・保育園 等の園児の保 護者 | 3人 | 参加者 50 人 | |
| 青少年の人間力育成のためのフォーラムや講演会、研修会、コンサルティング、講師派遣等の普及啓発事業 | 2. ボランティア体験学習情報事業(1) スクールボランティアサミット(SVS)・オンライン・スクールボランティアサミット実施を計画(3月予定) | 3月 | 当法人事業所 | 3人 | 参加者 100 人 | 242 |
| | (2) 青少年地域ボランティアサークル活動 (SVC) 普及事業 ・社会教育関係団体、山形県青年の家等と連携し、情報 収集、提供を行う。 | 通年 | 全国の社会教育関係団体等 の施設、及び、 当法人事業所 | 2人 | 社会教育関係団体 100人 | 176 |
| 青少年の人間力育 成のための調査・ 研究・開発・提言事 業 | (3) F V P を活用したボランティア体験学習についての 調査・分析 ・2019 年度参加校小学校 16 校、中学校 10 校の児童生徒 約7,400 人の感想欄の調査分析 | 6月~3月 | 当法人事業所 | 5人 | F V P活動学校・ 団体 30,000 人 | 190 |
| 青少年の人間力育 成のための情報の ホームページ・書 籍等による広報事 業 | (4)活動継続のための人的ネットワークの開拓 ・活動継続のための人的ネットワークの開拓の取組 ・ボランティア体験学習における情報を収集 ・ホームページ、Twitter、新聞、その他機関誌等による発信 | 通年 | 当法人事業所 | 3人 | ボランティア体験 学習・FVPに関 心のある機関・団 体等 10,000 人 | 129 |